

## 日中サービス支援型共同生活援助（グループホーム）の創設に伴う 地域自立支援協議会への報告制度とその対応について

### 1 日中サービス支援型共同生活援助（グループホーム）とは？

平成30年度障害福祉サービス等報酬改定により、共同生活援助の新たな類型である日中サービス支援型共同生活援助（グループホーム）が創設されました。

このグループホームは、障がい者の重度化・高齢化に対応するもので、短期入所（ショートステイ）の併設を必置とし、地域で生活する重度障がい者・児の緊急一時的な宿泊の場を提供することとされています。

施設等から地域移行の促進、地域生活の継続等、地域生活支援の中核的な役割を担うことが期待されます。

#### （1）構成・定員等

2ユニット（1ユニット2人～10人）、合計定員20人までの定員設定が可能のため、そのスケールメリットを活かした重度障がい者への支援を可能とする。

職員配置も、従来のグループホームよりも手厚い世話人の配置とするための基本報酬が設定されている。

※ 看護職員を配置した場合の報酬加算の創設

#### （2）特徴

重度の障がい者への常時の支援体制を確保することを基本とし、日中活動系サービスへの通所（利用）が義務づけられていないため、体調等により日によって通所サービスを利用しない（できない）障がい者を含め、日中も施設内で生活（活動）できるようにする仕組みとすることとしている。

また、利用者が他の日中活動系サービスを利用することを妨げないような仕組みとすることも求められている。

※ 共同生活援助の一類型であることから、障害支援区分による制限は設けない。

## 2 地域自立支援協議会への報告制度

日中サービス支援型共同生活援助（グループホーム）は、（このグループホームの特性から）地域に開かれたサービスとすることにより、当該サービスの質の確保を図る観点から、東京都への指定申請前及び事業開始後1年経過以降毎年度年1回以上、地域自立支援協議会への報告が義務づけられている。

地域自立支援協議会から当該事業についての評価を受け、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならないこととなった。

## 3 地域自立支援協議会としての対応

### （1）事業計画

相談のあった事業者は、令和2年4月期に、日中サービス支援型共同生活援助（グループホーム）の開設をめざしている。

諸事情により、設置場所に変更があり、定員設定に変更があった。

（変更後の定員は）

グループホーム定員：2ユニット×7人＝14人

短期入所定員：2ユニット×1人＝2人

（日中活動）

本人が希望する日中活動の場への通所を基本としたいとのこと。

令和2年1月以降東京都へ指定申請をするため、それ以前に報告を受け、事業に対する評価等を行うことになる。

### （2）評価の視点（案）

- ① 運営方針
- ② 対象者  
医療的ケアには対応できるか？
- ③ 日中活動内容、支援の内容
- ④ 職員配置
- ⑤ 相談支援体制
- ⑥ 地域の障がい者・児の緊急時対応
- ⑦ 地域との関係構築
- ⑧ 社会参加
- ⑨ その他

### (3) スケジュール

#### 開設予定者

東京都へ事業計画の相談



市へ相談、情報提供



住民説明会（地域の理解）



市グループホーム担当者等へ事業計画（運営方針、対象者等）を報告



地域自立支援協議会へ報告



事業者へ地域自立支援協議会で示された評価・要望・助言等を文書で提供



東京都へ指定申請（令和2年1月以降）



東京都から指定を受け事業開始（令和2年4月1日）



市グループホーム担当者等へ報告（令和3年5～6月頃）



地域自立支援協議会へ報告



事業者へ地域自立支援協議会で示された評価・要望・助言等を文書で提供

《以後毎年度地域自立支援協議会への報告、評価を行う》